

## 北海道農政事務所

報道・広報

政策について

統計情報

申請・お問い合わせ

北海道農政事務所  
について

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 無人航空機による農薬の空中散布に関する説明会の開催について

プレスリリース

### 無人航空機による農薬の空中散布に関する説明会の開催について

ツイート

印刷

令和元年8月23日  
北海道農政事務所

農林水産省北海道農政事務所では、以下のとおり、無人航空機による農薬の空中散布に関する担当者向け説明会を開催します。

#### 1.概要

無人航空機による農薬の空中散布に当たっては、航空法に基づき、国土交通大臣の許可・承認が必要となっており、農林水産省では、空中散布における無人航空機利用技術指導指針（以下、「技術指導指針」という。）を定め、登録された民間機関により、機体やオペレーターの認定及びそれらに基づく代行申請を可能とする措置を国土交通省とともに導入していました。

こうした中、規制改革推進に関する第4次答申において、技術指導指針に基づき登録された民間機関が行ってきた機体やオペレーターの認定、最新型無人マルチローターの代行申請等について、国土交通省による手続きに一元化し、無人マルチローターの農業利用を促進することとされました。

これを受けて、農林水産省では、技術指導指針を廃止し、無人航空機による農薬の安全使用に関する新たなガイドラインを無人マルチローターと無人ヘリコプターとを切り分けて制定するとともに、国土交通省では、航空安全に関する事項を飛行マニュアル等に記載する等、関係通知を整備したところ

です。  
これまでの経緯を含め、これらの関係通知の内容等を周知するため、本説明会を開催します。

#### 2.日時及び場所等

日 時：令和元年9月26日（木曜日） 14時00分～16時00分（受付開始:13時30分～）

場 所：北海道自治労会館 4階ホール

所在地：北海道札幌市北区北6条西7丁目5番地の3（JR札幌駅から徒歩5分）

定 員：200名程度

参加費：無料

※会場に駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

#### 3.議題

- (1) 規制改革に係る関係通知の整備について
- (2) 農業用ドローンの普及拡大に向けて
- (3) その他

#### 4.参集範囲

北海道、市町村、関係団体、民間事業者、生産者等

#### 5.申込方法等

- (1) 申込方法

参加を希望される方は、令和元年9月19日（木曜日）17時00分までにインターネット又はFAXでお申込みください（電話でのお申込みは御遠慮ください。）。

お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

※お申込みは先着順とし、定員（200名程度）に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

なお、定員を超える申込みがあった場合、御参加いただけないお申込者に限り御連絡します。

※定員を超えるお申込みがあり、同一会社・団体のお申込者が多数いらっしゃる場合、参加人数の調整を個別に御相談させていただく場合があります。（インターネットによるお申込み）

下記URLの画面に必要な事項を入力の上、送信ボタンを押してください。

参加申込フォーム：[https://www.contactus.maff.go.jp/i/hokkaido/form/20190926\\_muzin.html](https://www.contactus.maff.go.jp/i/hokkaido/form/20190926_muzin.html)

(FAXによるお申込み)

添付資料の「参加申込書（一般参加者様用）」に必要な事項を御記入の上、お申込みください。

FAX送付先:北海道農政事務所消費・安全部安全管理課宛

FAX番号:011-520-3056

(2) 留意事項

参加に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守らない場合、参加をお断りすることがあります。

ア 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

イ 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定すること。

ウ 参加中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。

- ・説明者及び参加者の発言に対する賛否の表明又は拍手
- ・説明又は質疑応答中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く。）
- ・報道関係者の方々を除き、会場においてのカメラ、ビデオ等の使用
- ・新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
- ・食事及び喫煙

エ 銃砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。

オ その他事務局職員の指示に従うこと。

## 6.報道関係者の皆様へ

(1) カメラ撮影は会議の冒頭のみ可能です。取材に当たっては、主催者側の指示に従ってください。

(2) 取材を希望される場合は、添付資料の「参加申込書（報道関係者様用）」に必要な事項を御記入の上、令和元年9月19日（木曜日）17時00分までにFAXでお申込みください。

## 7.添付資料

<一般参加者>

[参加申込書（一般参加者様用）\(EXCEL：12KB\)](#)

[参加申込書（一般参加者様用）\(PDF：34KB\)](#)

<報道関係者>

[参加申込書（報道関係者様用）\(EXCEL：12KB\)](#)

[参加申込書（報道関係者様用）\(PDF：34KB\)](#)

### お問合せ先

#### 消費・安全部安全管理課

担当者：三浦、大友、辻屋

TEL：011-330-8816

FAX：011-520-3056

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

## 北海道農政事務所

住所：〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22

電話：011-330-8800（代表）

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Hokkaido Regional Agricultural Administration Office

